

想定される論点と今後の議論の進め方

1. 想定される論点

平成 21 年 1 月にとりまとめられた文化審議会著作権分科会報告書では、一定の結論を得ることができた課題がある一方で、引き続き検討を要することとされた課題や関係者間の意見調整を要することとされた課題があるとの指摘がなされたところである。このように、一定の結論を得ることができなかった課題が残った背景には、種々の課題について検討を進めるに当たって、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者間において見解の相違があったためと考えられる。

デジタル化・ネットワーク化が急速に進展している今日、著作権をとりまく環境の変化は激しいものがあるが、こうした状況だからこそ、残された課題について検討を行うにあたっては、以下の各点について検討を行う必要があるのではないかと考える。

- ① 文化振興に関する施策の体系の中で、著作権制度が担っている意義、役割はどのようなものか。
- ② デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、表現手段や流通手段が変化している中、著作権制度の果たす役割に変容が生じているのか。
- ③ これらを踏まえ、これまで解決の得られていない課題を含め、今後の著作権関連施策について、どのような方向性をとるべきか。(その際、著作権制度とその他の文化関連施策、ビジネススキーム、技術的手段等との関係をどう考えるか。)

2. 今後の議論の進め方

- まずは、デジタル・ネットワーク社会における著作権保護の意義について検討する観点から、
 - ① 著作権制度の今日までの沿革とデジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響について
 - ② 文化政策としての著作権制度(著作権とクリエイタの保護など)についての2つの点について有識者からヒアリングを行うこととする。
- その後、必要に応じて関連分野の有識者や、著作物等に関連する事業を行っている事業者等からヒアリングを実施しつつ、上記 1. で掲げた各論点について、各委員から意見募集を行い、基本問題小委員会としての見解をまとめてはどうか。
(デジタル化、ネットワーク化の進展前後での変化があれば、それも含めて)

(参考:ヒアリング対象)

- ・関係学問分野の有識者(著作権法学のほか、文化政策学等も含め)
- ・コンテンツ関係事業者、情報技術関連事業者
- ・文化関係団体、経済団体